

意見書

令和3年11月24日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和3年11月24日に開催した令和3年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川総合開発事業1箇所、道路事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川総合開発事業【再評価対象事業】

とばこうちだむ
3番 鳥羽河内ダム建設事業

当該箇所は、昭和50年度に事業に着手し、平成13年度に再評価を行い、平成17年度に河川整備計画を策定し、平成25年度に再評価を行い、平成27年度に河川整備計画を変更し、平成30年度に再評価を行い、その後、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、3番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。

(2) 道路事業【事後評価対象事業】

501番 国道422号八知山^{やちやまかくふく}拡幅

当該箇所は、平成7年度に事業に着手し、平成28年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、501番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。